

(別添 1)

## 事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市寺尾保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>・長野市の「保育園及び認定こども園の共通理念」として明示されており、また、平成30年改定の保育所保育指針に沿い市公立保育園・認定こども園としての共通の「教育・保育の基本方針」が定められている。長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子ども達が遊びや生活を通して友達等との人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力、実践力、未来力、絆力を育むことなどを盛り込んでいる。当保育園でも3月末に新年度体制の職員会で理念・基本方針について園長から説明があり、周知徹底し実践に繋げている。市から発行されている「保育園のしおり」にも長野市としての「目標とする子どもの姿」や「保育理念」「基本方針」が明記されており、また、当保育園としての事業計画にも同じものを掲載し、それらを基に新入園児・継続児保護者説明会、個別懇談等で分かりやすい資料等を使用し具体的に説明している。また、当保育園としての分かりやすい保育目標があり、4月の園だよりにもその主旨を載せ家族に知らせ、全職員が実践している。保護者へ周知するために玄関や事務室などに理念・基本方針などを掲示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 212 1588 347">■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li data-bbox="831 347 1588 427">■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li data-bbox="831 427 1588 603">■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li data-bbox="831 603 1588 746">■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>・「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」で公立保育園全体の方向性は決められており、当保育園としての推移予測や利用率の分析についても市の担当部署である保育・幼稚園課と連携し実施している。市の地域発達支援会議に園長が出席し、また、市保育・幼稚園課におひさま広場（園開放、育児相談）の利用者数を報告し、更に、4ヶ月健診に主任が参加し情報を得て保育のニーズや潜在的利用者等を把握している。市としても「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図るために、毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において点検と評価がされており冊子として集約され市ホームページでも閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 746 1588 882">■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li data-bbox="831 882 1588 962">■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li data-bbox="831 962 1588 1042">■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li data-bbox="831 1042 1588 1302">■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・市としての「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」及び「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」があり、全体のビジョンを明確にしている。「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数値的に行われており、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」は市保育・幼稚園課により5年毎に見直しがされている。当保育園としても令和2年度から令和7年度までの中期計画が策定されており「令和2年度に長野県自然型保育の認定を受ける」「令和4年度に福祉サービスの第三者評価を受審する」「長野市運動プログラムの充実・運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成」「幼保小連携の充実」等に向けて積極的に取り組んでいる。
			■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
			■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
			■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	・当園としての単年度の事業計画が「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に策定されている。事業計画には「今年度の重点課題」として「保育内容の充実」「保護者支援」「安全安心な保育の実施」「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられ、「保護者支援」「危機管理に関する取組」「実習生・職場体験・ボランティアの受け入れ」「職員育成と研修計画」「世代間交流事業」「小学校との連携の計画」「子育て支援事業」等も具体的に立案され実行している。おひさま広場(園開放、育児相談)、世代間交流など、市としてそれぞれの実施計画書と報告書の様式があり、数値目標や経費、成果などの欄が設けられている。期末には各職員が業績評価を実施し、期初に立てた目標の達成状況等を踏まえ、次年度や中期の計画策定に反映している。
			■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。			
			■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
			■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 212 1588 317">■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</li> <li data-bbox="831 317 1588 422">■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</li> <li data-bbox="831 422 1588 528">■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</li> <li data-bbox="831 528 1588 633">■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</li> <li data-bbox="831 633 1588 738">■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・年度末に事業計画を振り返り、職員全員で業績評価を行い、更に、3月末に新年度体制で行う初めての職員会で園長から新たな事業計画について文書で説明がされている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会等でも意見が集約され市としての計画にも反映されるようになってきている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当園としての令和2年度から令和7年度の中期計画が策定されており「令和2年度に長野県自然型保育の認定を受ける」「令和4年度に福祉サービスの第三者評価を受審する」「長野市運動プログラムの充実・運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成」「幼保小連携の充実」等を掲げ、職員は園内研修会やオンラインなどでの園外研修会に積極的に参加し必要とされる知識やスキルの向上に努めている。</p>
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 743 1588 849">■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</li> <li data-bbox="831 849 1588 954">■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</li> <li data-bbox="831 954 1588 1059">■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</li> <li data-bbox="831 1059 1588 1165">■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</li> </ul>	<p>・例年、年度初めの保護者総会で説明を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、資料を配布することで周知した。事業計画については、新入園児説明会や継続児説明会などで写真を多用した資料等を使い分かり易く保護者に説明している。また、日々の保育の場面を今年から導入された「保育業務支援システム」で保護者に知らせ、その日の活動内容を当日に配信し、保護者もスマートフォンからクラスごとの新鮮な情報として見ることができるようになっている。また、園だよりや各クラスの随時のおたよりなどについても「保育業務支援システム」で保護者に周知できるように工夫している。園として独自の保護者アンケートを年2回実施し、その分析結果を保護者に報告し、また、職員会でも結果を分析し、改善に向けて課題や問題点について話し合っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	・当園としては今回の第三者評価が2回目の受審であるが、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価も各職員が年2回実施している。第三者評価の受審に向けた園内研修も計画的に行われ、また、実施した自己評価を集計後、職員会で分析・検討・課題の洗い出しを行い、課題解決を図っている。また、今年度第三者評価を受けることにより強みや弱みについての気づきを得て、更なる保育の質の向上に取り組もうとしており、評価結果も公開される予定である。
					■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
	■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。					
	■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。					
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	・当園では毎年度、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価を行っている。その結果を集計・分析し、それらを踏まえ全職員で課題を共有し、また、改善点についても話し合っている。自己評価の中での気づきや課題などについては職員会で検討し、改善に向けて計画的に取り組んでいる。また、その課題を解決するためと知識・技術の向上を目的に園内での年間研修計画を策定し、職員各自がその学びのための講師役を交替で担いサービスの向上に活かしている。市公立保育園全体で取り組んでいる「遊びを通して育む乳幼児の学び」がテーマのレポート作成を通してチームとして質の向上に繋げている。
		■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。				
		■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
		■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
		■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・新型コロナ禍で今年度は保護者総会が実施できなかったが、新入園児説明会、継続児説明会等の折に、園の運営・保育方針を保護者等に伝え、園長自らの役割と責任についても明確にしている。また、3月末の新年度体制での職員会で事業計画に連動して自らの業務目標や目標等を達成するための「業績評価」に関わる取組内容や行うべき行動等を周知している。市として公立保育園の「組織図・事務分掌」が文書化されており、園長自らの職務内容として「労務管理」「保育所運営管理」「事務関係」「渉外関係」「研修関係」について定められており、職員と協力しながら効率的な業務の推進に取り組んでいる。更に、危機管理マニュアル、各災害対応フロー、園の運営規程等に基づき緊急時の役割と責任も明確にされており、園長不在時は園長補佐としての保育主任が代行するようになっている。
					■ 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■ 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■ 45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		(2) 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は市の職員としての経験も長く地方公務員法等の法令等については熟知しており、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず、雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しその専門性等の向上に努めている。また、市の組織としての園長会や管理職研修などで法令等を学び、「公立保育園長の心得」「教育・保育の手引き」「マナーブック」等で職員に必要とする事項を伝え、遵守するように指導している。また、市の環境方針に沿った良好な生活環境の整備や豊かな自然環境の保全などに配慮し、労働基準法を厳守し職員の休憩や休日の確保等についても代替職員やパート職員の配置で補完している。
					■ 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					■ 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					■ 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p>	<p>・当園では保育の質の現状について第三者評価の内容評価項目を基にした年2回の自己評価を全職員が実施しており、園長が分析を行い職員と共に改善に向けて取り組んでいる。また、年2回実施する保護者アンケートの結果を基に改善策について職員会等で話し合い意見を集約している。園長も職場研修推進委員として全体のレベルアップのため各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても計画的に取り組み、その内容の充実を図っている。また、園の保育目標にある「たくさんあそんで みんなで やってみよう」を具体化するために、園の「全体的な計画」についても養護、教育、食育等の内容を各年齢に合わせて具体的に掲げ、年齢ごとの年間指導計画、月案、週日案についても主任と共に進捗状況を把握し子どもの最善を図るようにしている。</p>
			<p>■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p>			
			<p>■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>			
			<p>■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p>			
			<p>■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>			
			② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p>	<p>・園長は人事、労務、財務等の視点から検証を行いつつ、運営の改善や業務の実効性を高めるために、職員と共に改善に取り組んでいる。人員についてはクラス担任、加配保育士、パート保育士などを適材適所に配置し、日々の業務が効率良く行えるようにし、また、行事内容の見直しや役割分担を行い、休憩時間や有給休暇の取得、残業時間の削減等が出来ているかどうか確認し配慮している。働きやすい環境づくりのため人事異動調書や面談を通して職員の家庭環境等の背景にも着目し、意向も把握しながら適宜対応している。また、自ら衛生推進者として関わり、安全推進者の職員とともに市として行われるストレスチェック実施結果の分析なども行い、職員の心身の安定も図っている。消耗品費や光熱水費などについても優先順位を決め、経費の効率的な運用に努めている。</p>
			<p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p>			
			<p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p>			
<p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2 福祉人材の確保 ・ 育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員等の配置については市の基準があり、市担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的にされている。当保育園でも園としての代替保育士・調理員、休憩パート職員などを確保している。新規保育士確保に向け、市保育・幼稚園課で映像や資料を作り、各園でポスターを貼ったり、ビラを配布し、「広報ながの」にも「保育士による保育士のためのなんでも懇談会」等を掲載し採用活動を行っている。人材育成面では「長野市公立保育所等職員研修要領」に基づいて実施している。正規職員は市職員としての研修があり、新規採用職員についてはステップアップノートを使用し、2年目、5年目、10年目の職員についても市全体として経年研修の場が設けられている。看護師については、看護師配置のない園についても近隣の園が担当園として決められており、職員向けの保健講座、救急法等の講師も務めている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。		a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</li> <li>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</li> <li>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</li> <li>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</li> <li>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</li> <li>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</li> <li>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</li> </ul>	<p>・労務管理の責任者は衛生推進者である園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。市として職員の健康と安全の確保のために安全衛生推進委員会を設置しており園長が委員となり安全衛生年間計画を立て、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処し委員会実施記録も作成している。園長がメンタルヘルス研修に参加し園内研修を実施しており、必要な場合は市の医務保健室の指導を受けることができる。労務管理に関わる相談については保育・幼稚園課のヘルプデスクに相談することができる。「人事異動調査」の確認も兼ね園長面談を年1回行い、必要な時に園長との相談を随時行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診などが実施されている。園の事業計画に「働き方改善の取り組み」として掲げ、仕事と生活の両立という面から時間外労働の削減、休暇の計画的な取得などに取り組んでおり、育児や介護、療養休暇などの状況に応じて休暇が取得できるようになっている。福祉人材の確保、定着の観点から、休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等も行われている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</li> <li>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</li> <li>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</li> <li>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li> <li>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</li> </ul>	<p>・市としての「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」に保育園の職員としての期待される専門性や姿について明示されており機会あるごとに職員は読み合わせ確認をしている。また、同じく期の始めに市職員としての目標管理シートを作成し、目標管理シートを記入後それに向けて実践し、年度末の2月に業績評価を行い次年度の目標に繋げている。目標管理シートの作成に当たっては目標水準、項目、目標期限などについての説明が園長から行われ明確にされている。園長・主任は第一次評価者として期の途中で職員目標に対する進捗状況を確認し助言をしており、チームとして保育の質の向上に努め成果に繋がるようにしている。会計年度任用職員については、保育・幼稚園課作成の自己評価を行い、園長、課長が評価している。園長との面談の場も必要に応じ設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 212 1588 343">■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</li> <li data-bbox="831 343 1588 474">■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</li> <li data-bbox="831 474 1588 604">■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</li> <li data-bbox="831 604 1588 735">■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</li> <li data-bbox="831 735 1588 866">■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・市の「教育・保育の基本方針」・「教育・保育の手引き」の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目がある。また、「保育マニュアル(未満児)」「保育マニュアル(幼児)」にも「保育士の望ましい態度」が明記されている。市としての「長野市公立保育所等職員研修要領」や「園内研修計画」があり、計画的に課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、給食部会等での研修を開催しており、その報告から必要に応じ園内研修を行い、職員に周知している。また、市の職員としての研修体系があり、新型コロナウイルス禍の中、感染対策を十分に行いながら実施している。正規職員は、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修等を受講し、会計年度任用職員についても同様に経年研修等が実施されている。研修会後のアンケートなどを基に保育・幼稚園課、補佐会で研修内容などの見直しを行っている。市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については園で取りまとめて担当課に報告したり、職員個々に申し込んでいる。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 869 1588 1000">■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</li> <li data-bbox="831 1000 1588 1131">■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</li> <li data-bbox="831 1131 1588 1262">■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</li> <li data-bbox="831 1262 1588 1393">■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</li> <li data-bbox="831 1393 1588 1506">■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</li> </ul>	<p>・職員の専門資格の取得状況については、自己申告カードや人事異動調書(職員の意向調査)などで行われている。「長野市公立保育所等職員研修要領」があり、指定研修、資質向上研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、給食部会等の各種研修会等、職種、経験、習熟度に合わせた研修が公立保育園全体として実施されている。市職員としての研修については市担当部署より研修案内が来るため対象職員が参加している。市担当部署からの外部研修に関する情報提供に加え、各自情報を収集し自己研鑽の意味も含め「講演会」等に自主的に参加している。例年実施されている長野市幼児教育・保育施設保育士等研修会は年2回オンラインで実施している。また公開保育に参加し、これらの研修等の内容は参加した職員が職員会で報告し職員間での共有に繋げている。また、長野県保育研究大会、子育て塾なども感染対策上オンラインで行われ、内容を共通認識できるメリットがあったという。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</li> <li>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</li> <li>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</li> <li>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</li> </ul>	・当保育園としての事業計画に「実習生の受け入れ」として明記している。「実習生受け入れマニュアル」があり、また、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、将来保育士を目指す若者の育成と保育士自らの保育を見直す機会として積極的に取り組んでいる。実習生に事前のオリエンテーションも行い、本人から実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習中は実習ノートなどで振り返りし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。主任会として実習指導者についての研修が行われ、園内でも伝達研修を実施している。
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</li> <li>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</li> <li>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</li> <li>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</li> <li>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</li> </ul>	・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。理念、基本方針、事業計画が「保育園のしおり」や「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている。また、市のホームページ等に、「保育園一覧（公立）」として情報公開をしている。当保育園として、年2回、保護者アンケートを取り、その集計結果や改善策を保護者に回答したり公表している。第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。保護者や地域の人々に向けて、「おひさま広場（園開放、育児相談）」を開き、「ゆめっこ広場（松代地区の子育てサロン）」に参加し保育・子育て等の相談に応じ、また、イベントなどの印刷物を園の玄関に置いたり、掲示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</p> <p>□ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>□ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・公立保育園としての「教育・保育の手引き」等により事務手続きのルールが周知されている。また、公立保育園としての「職員構成と職務内容」という様式があり、各職員の職務内容や園務分担が明確になっており、それぞれが自分の役割を担っている。更に、運営の透明性を図るため、公立保育園として年1回保育行政事務調査を受けており、市の内部監査も概ね4年に1回受け、透明性の高い適正な運営が行われている。市としての包括的な外部監査が実施されており、契約を締結した外部監査人が、自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するシステムで市保育園全体として該当する年度もある。</p>
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 108 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・当保育園の事業計画や全体的な計画に地域との関わり方について明記し、地元寺尾地区などと積極的な連携を図り、子どもが地域の社会で色々な体験ができるようにしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて例年実施している「松代でひなまつり」「エコール・ド・松代の灯籠飾り」などは中止されているが「松代美術展」「JAの絵展示」などは実施されており、今年度は「JAの絵展示」に年長児の作品を出品している。また、例年であれば寺尾地区の運動会に子どもたちと保護者、職員が参加し地域の人々と交流しているが、中止となっている。園を中心とした、小学校、農業大学校、小規模特別養護老人ホーム、河川敷、里山、大室古墳などのイラスト入りの散歩コース毎のマップがあり、天候にかかわらず午前中に散歩に出掛け地域の人々に挨拶をしたり、また、ハロウィンで交流したりと、大人との関わりも行うようにしている。近くの小規模特別養護老人ホームのお年寄りとの世代間交流、未就園児対象のおひさま広場(園開放、育児相談)、寺尾小学校との接続期カリキュラム、中学生の職場体験の受け入れなども実施されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 115 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施マニュアル」があり基本姿勢が明記されている。事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児と触れ合う機会の提供」として地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、中学生の職業体験や家庭科授業の一環としての体験などの受け入れが可能となっており、今年度も新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行い、地元中学生の体験学習を受け入れている。現状では新型コロナ禍のため自粛せざるを得なくなっているが、近所の住民の指導による長芋堀りなどの農業体験なども行われている。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 120 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>	<p>・保育園関係機関一覧表が作成されており、新型コロナ禍のため、今年度は地域発達支援会議がオンラインで開かれる予定で、医療、保健センター、学校、児童発達支援施設などの情報交換が行われることになっている。また、他の事業所と併用している子どもに関しては、支援会議を行い、情報を共有している。幼保小連絡会等については縮小せざるを得なくなっているが、就学先の小学校の教師が来訪したりして連携を取っている。園長会、主任会が定期的に関わり、園長あるいは主任が出席し課題の解決や就学に向けて協働している。また、健診の後、園医とのカンファレンスも行い、子どもの健康上の課題にも取り組んでいる。特別な配慮が必要な子どもについては市のこにこ相談や保健センターとも連携を取れるようになっている。権利侵害が疑われる児童などが見られた場合には児童相談所、子育て家庭福祉課、こども総合支援センター、保健センターなどと連携を取り受け入れを行うこともある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 212 1588 379">■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</li> <li data-bbox="831 379 1588 547">■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li data-bbox="831 547 1588 727">■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</li> </ul>	<p>・毎週木曜日(6月から2月)に未就園児とその保護者の交流の場としてのおひさま広場(園開放、育児相談)を開き、園内外で遊んだり、幼児と交流したりできるようにしている。また、子育て相談に応じたり、講演会や講習、父と子のふれあい事業などの開催にも関わったりしている。更に、主任が地域の保健センターに出向き、4ヶ月健診で情報等の提供を行ったり、各地域の公民館で開かれる子育てサロンの出前講座などで子育て相談に乗ったりしている。コロナ禍で、民生児童委員に保育園に來訪いただく機会はないが、運営規程、事業計画、全体的な計画、水防計画、園だより等を持参し、具体的な地域の現状を聞いたり、保育園について理解していただくようにしている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 727 1588 847">■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</li> <li data-bbox="831 847 1588 919">■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> <li data-bbox="831 919 1588 1070">■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</li> <li data-bbox="831 1070 1588 1222">■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</li> <li data-bbox="831 1222 1588 1370">■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</li> </ul>	<p>・おひさま広場(園開放、育児相談)で未就園児とその保護者と交流し地域の福祉ニーズを把握し、例年であれば入園式や運動会、卒園式などの行事に民生児童委員や主任児童委員などを招待して園の実情を知ってもらうと共に地域の子育てニーズを把握し対応している。また、保健センターからの情報や地域発達支援会議等でも福祉ニーズの把握をし、主任が地域の保健センターに出向き4ヶ月健診で子育てのニーズについての情報を収集している。子ども達の多くが近い将来通う寺尾小学校とも交流し、地域の小規模特別養護老人ホームの高齢者との世代間交流事業も行い、散歩などで地域の人々とふれあっている。災害時の防災ハザードマップがあり、避難場所の小学校、農業大学校、交番、消防署、寺尾区長などとの連携がとれるようになっている。更に、市の防災無線や地元の有線放送などから「Jアラート」などの緊急情報を得ることができ、速やかな避難につなげられるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・今年度の「全体的な計画」の中で長野市の「教育・保育の基本方針」を踏まえた園としての保育方針を定め、長野市が目指す子どもの姿の実現に向けて、職員会で話し合い実践に向け取り組んでいる。職員は子どもを尊重した保育実践に向けて「教育・保育の手引き」等を用いて研修や読み合わせを行い実践に繋げている。更に、園目標「たくさんあそんで みんなで やってみよう」を掲げ、全体的な計画を基に、年間指導計画、月案等を立案し、人間関係の項目で子どもの尊重や基本的人権への配慮などを全職員が認識し日ごろの保育で実践している。日々の保育実践では「友達とのトラブル」「友達の名前の呼び捨て」等の言動があった場合は、保育士が仲立ちし互いの気持ちを伝え尊重する気持ちを育て、月案、週日案に記録している。事務室や各クラスに保育理念や基本方針を掲示し、また、子どもの遊びや生活の中でも互いの思いを大切に尊重し合えるようにし、色・服装・遊びなどでの性差への固定的な概念をなくすようにしている。「運営規程」「保育園のしおり」「入園説明会資料」等に、子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について記載し、保護者の理解を得るようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</li> <li>■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</li> <li>■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</li> <li>■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。</li> </ul>	<p>・職員は「教育・保育の手引き」「個人情報保護のための留意事項」等で研修を行い、保護者には「保育園のしおり」等を使って説明し、それぞれの理解が深まるように取り組んでいる。子ども達の使用するトイレは、保育士の目が行き届き安全面に配慮され、年齢に応じて子どものプライバシーが守られる扉があり羞恥心にも配慮された設えとなっている。また、特別な配慮が必要な子どもに向けた多目的トイレも設置されている。プライバシーに関わる保育の実践場面（排泄・着替え・身体測定・プール遊び等）では年齢や発達状況に応じ、パーテーションやカーテンを利用しプライバシーを守っている。また夏のプール遊び時は住民等からの視線を遮るため、寒冷紗などでプールを覆いプライバシーの保護に当たっている。保護者には入園説明会で説明し、個人情報承諾書を提出していただき、SNSへの投稿の注意喚起なども行っている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</li> <li>■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</li> <li>■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</li> <li>■ 145 見学等の希望に対応している。</li> <li>■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</li> </ul>	<p>・「利用のご案内」「長野市の教育・保育施設等」の資料は各園や市役所、支所等の多くの人の目に触れる場所に置かれている。市のホームページからも園紹介などを閲覧でき、長野県のホームページ「信州やまほいくの郷」でも園の概要を知ることができる。「保育園のしおり」等はイラストや図などを用いてわかりやすい内容となっている。おひさま広場（園開放、育児相談）で未就園児との交流をしており、また、見学は随時受け入れ、園長、主任が対応し、相談や説明を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</li> <li>■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</li> <li>■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</li> <li>■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</li> <li>■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</li> </ul>	<p>・保育の開始・保育内容の変更等の説明は「入園説明会」「継続説明会」で「利用のご案内」「保育園のしおり」等の資料を用い、保護者が理解しやすいように、イラストや図を使った分かりやすい内容でより具体的に説明している。新規入園申請書提出時には重要事項チェックシートに署名をいただいている。また、支給認定証の説明をし、同意を得ている。入園前の面談では、保護者への説明と理解を深めてもらうため決められた手順に沿って適切にすすめ、アレルギー、慢性疾病を抱える子どもには、生活管理指導表等によって専門職を交え検討し、職員間で共有している。特別な配慮が必要な場合には書面の記入箇所をわかり易く示したり、園で個別に説明するなどしている。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</li> <li>■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</li> </ul>	<p>・転園等の手続きは「公立保育園園長の心得」に決められた手順や必要な書類が定められている。保護者の同意を得て、必要に応じて変更先の保育園へ保育要録など必要な書類、情報の提供を行うこともあり、子どもの保育に支障がないように継続性を図っている。途中退園や卒園後も保護者が気兼ねなく相談等ができるように、口頭や園だよりで相談窓口があることを伝えている。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</li> <li>■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</li> <li>■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</li> <li>■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</li> <li>■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</li> <li>■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</li> </ul>	<p>・日々の子どもの言葉、表情、態度から満足度を把握し、保育に活かしている。今年度の園内研究で「達成感・満足につながる遊びをめざす」をテーマに研究を進め、人的、物的環境を整えて保育を行っている。保護者とは個別懇談、無記名アンケート、送迎時の会話から意向などを聞き、満足度を把握している。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け保護者総会は行われていないが、例年であれば園長が出席し、意見交換したり保護者の意向を聞き、園の運営に活かしている。保護者アンケート結果などは職員会で分析・検討し、改善策等についても保護者にフィードバックしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・苦情解決責任者は園長、受付担当は主任、第三者委員は主任児童委員等に委嘱し、苦情解決の体制を整えている。苦情解決の仕組みが整備されており玄関にポスターを掲示している。玄関前に意見箱と用紙を用意し、園長や主任が登降園時に声掛けをし、保護者がいつでも苦情や意見を出しやすいように工夫している。表出された苦情については「意見（要望）への対応マニュアル」に基づいて、保護者や子どもの不利益にならないように配慮をし公表したり、口頭で回答する等、誠意を持って対応している。苦情や意見などは「相談・意見・苦情受付記録」に記載し、職員に周知し、改善策を話し合い、保護者にフィードバックしている。保護者アンケートは無記名で行い、アンケートの結果については意見・要望への回答も含めた集計結果としてお便りに載せ、全保護者に配布されている。職員は苦情や意見は宝として受け止め、職員会でも検討し、園の運営や保育の質の向上に努めている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・「苦情解決の仕組み」を掲示し、いつでも相談できる体制があることを園だよりでお知らせし、意見箱を玄関に設置している。園長や主任が登降園時に園舎前に出て、積極的に保護者と関わり、相談や意見が言いやすくし信頼関係の構築に努めている。「苦情解決の仕組み」については「保育業務支援システム」で配信されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</li> <li>■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</li> <li>■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</li> <li>■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</li> <li>■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> <li>■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・申し出された意見や相談は「意見（要望）への対応マニュアル」に基づき組織的かつ迅速に対応している。市のマニュアル検討委員会で適宜マニュアルの見直しと検討が行われ、整備がされている。保護者アンケート、保護者参加、個別懇談等で意見の集約に努め、園だよりに「気になることがありましたら、いつでも誰でもご相談ください」と記載し相談や意見を把握するようにしている。意見や要望、相談内容等は職員に周知できる限り早期に対応し、保育の質の向上に繋げている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</li> <li>■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</li> <li>■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</li> <li>■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</li> <li>■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</li> <li>■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長が担い、安心・安全な福祉サービスの提供を目的としリスクマネジメント委員会を設置し、定期的に委員会を開催している。園で起きたヒヤリハットは職員会で報告し、事例を共有し、事故防止や危険への気づきを促し、改善策や再発防止策を検討し記録している。園以外で起きた事例も取り上げ、対応策などを話し合い、安全への注意喚起を行っている。「危機管理マニュアル」等で研修を行い、事故防止や危険への気づきを促し、改善策や再発防止策を検討している。遊具の安全点検は「遊具の日常点検表」を用いて毎朝実施し、その他の安全点検は月1回行い、常に保育室等の環境整備にも心掛け、安全を確保している。散歩コースは必ず下見を行い、危険個所の確認をし、情報を職員間で共有している。避難訓練は年間計画を立て毎月実施し、気づきや反省を記録している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	<p>・感染症対策の責任者は園長が担い、感染症発生時は「感染症報告一覧」に従い、保育・幼稚園課の保健師に報告し、必要に応じて保健師から保健所へ連絡をする体制が構築されている。子どもへの安全確保に備え、管理体制の整備、蔓延防止に向けて保護者への理解を深めるため、園だより・保健だよりで理解を図っている。「保健マニュアル」等を用いて研修を行い理解を深め、看護師から嘔吐時の処理方法等の指導を受けている。日常生活では手洗い、水分補給、小まめに換気を行うことで予防に努め、一人ひとりの健康観察を丁寧に行っている。保護者には日々の健康状態や園内の状況を送迎時などに伝え、感染症発生時は「保育業務支援システム」で速やかに状況を配信し注意を促し、玄関にも情報を掲示している。「保健マニュアル」は看護師会で定期的（2年に1回）な見直しを行っている。</p>
			■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。			
■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。						
■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。						
■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。						
■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。						
■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。						
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	■ 190 災害時の対応体制が決められている。	<p>・「危機管理マニュアル」により消防計画、水防計画が整備されている。避難訓練を毎月実施し、振り返りを行い次の訓練に活かしている。千曲川氾濫時の水防計画により自治体と連携し長野県農業大学校が避難先となっている。農業大学校が子ども達にとってはやや遠いこともあり避難訓練では近くの小規模特別養護老人ホームまで雨の中で訓練を行い、より現状に合った避難先を確保しようとしている。また、災害時の引き渡し確認表も整備し、訓練を行っている。1月から「保育業務支援システム」を利用したお知らせ一斉配信機能で情報の発信ができるようになった。職員については、全庁ネットワークにて該当職員に非常招集メールが配信されるようになっている。市としての備蓄品を整備し、園独自で園児一人ひとりが水を持参し方が一に備えている。更に、災害時に子どもの安全を確保するための防災計画を整備し、市役所、消防署、駐在所、学校、自治会、保護者等と連携した体制を整え対策を講じている。</p>
■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。						
■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。						
■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。						
					■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<p>・標準的な保育の実施方法は「保育マニュアル(未満児)」「保育マニュアル(幼児)」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等で文書化されている。「保育における人権」等には子どもの人権尊重、プライバシー、権利擁護などの記載があり、職員は読み合わせなどの研修を行い、理解を深め、保育に活かしている。また、各クラスの担任は指導計画、月案、週日案を作成し保育実践している。主任は保育に関わり、内容を確認し園長に報告している。子どもの特性やペースに合わせて、地域や自然を取り込んだ柔軟な保育・活動をしており、園の特徴を活かした保育を実践している。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</li> <li>■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。</li> <li>■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。</li> <li>■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・指導計画の策定責任者は園長が担い、「全体的な計画」に基づいた指導計画の立案から実践状況の共有、振り返りの一連を職員と共に行っている。入園前や継続時等には「給付認定申請書兼利用申込書」「家庭の調べ」「緊急連絡カード」など、保護者からの提出書類を基にアセスメントを実施し、個別懇談で保護者の意向を把握し、状況により再アセスメントを行い計画に反映している。必要に応じて多職種（園長、栄養士、発達相談員、子育て家庭支援課・こども総合支援センター・保健センター・保健所等の職員）で協議し年間計画、個別指導計画策定の方向付けをしている。また、特別な配慮が必要と思われる子どもには、入園後の「にこにこ園訪問」などの手順を定め、必要に応じて保護者と保健師等を含め支援会議を行うなど、その子どもに寄り添った支援計画を立てている。アレルギーのある子どもについては、入園前にアレルギー除去食について保護者、栄養士、園職員で話し合いを行っている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・「全体的な計画」に沿い、年間を4期に分け年間指導計画を策定し、期毎に評価・反省をしている。4月に「年間指導計画」を全職員で作成し、月末にクラス担任が「年間指導計画」の見直しを行い、「個別指導計画」は個別懇談会での保護者の意向を確認してから見直し、職員会にて周知をしている。保護者とは個別懇談(基本的に年2回)を行い、子どもや保護者のニーズを把握し計画に反映させるため、PDCAのサイクルにより質の向上を継続的に進めている。各指導計画に合わせて作成された週日案、月案は定期的に見直しを行い改善点を明らかにして次の指導計画に繋げており、急な見直しで指導計画を変更する場合は園長、主任で話し合い、全職員に周知している。年間指導計画は年度末に全職員で見直し、指導計画の評価と振り返りを必ず行い、子どもの育ちを継続しつつ保護者のニーズなども把握し次年度の計画に活かし、全体の保育のレベルアップに繋げている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> <li>■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</li> </ul>	<p>・「家庭の調べ」や個別懇談で一人ひとりの発達状況を把握している。IT化に伴い「保育業務支援システム」を導入し、年間指導計画、個別指導計画、月案、週日案、個別支援計画、身体の発育状況、健康診断の結果、発達状況など、長野市公立保育園として統一された様式に記録している。職員の記録内容、書き方に差が生じないように園長、主任が個別指導や全体研修を行い、記録が適切に行われるようにしており、毎週、職員会を開き、情報の共有化を図っている。また、幼児ノート、未満児ノート、ケース会議・リスクマネジメント委員会などの記録、「保育業務支援システム」などからも情報の共有ができるようになっており職員間の意思疎通に繋がっている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 225 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・子どもの記録の保管については「個人情報保護のための留意事項」、記録の保存・廃棄については「ファイル基準表」・「教育・保育の手引き」、情報提供に関しては「情報開示マニュアル」等で定められ、園長が記録管理の責任者となっている。職員は年度初めに「教育・保育の手引き」の読み合わせを行い、「全庁ネットワーク」のeラーニングでの研修なども受け、守秘義務について遵守している。また、「個人情報保護のための留意事項」の研修を行い、理解を深めている。個人情報に関する書類やパソコン・タブレットは鍵のかかるキャビネットに保管し、更に、2022年1月に稼働した「保育業務支援システム」に沿ってパソコンやタブレットの使用に際しても職員個々のパスワードを入力するようになっており、情報漏えい対策が十分に行われている。保護者には新入園児説明会、継続児説明会で園長より詳しく伝え、個人情報の取扱いについて承諾を頂くようにしており、各行事前には改めて写真、ビデオ撮影についての配慮を促し、SNSなどへの投稿もしないように注意を喚起している。</p>